



OBA MJ 連載

Vol.10 行政連携

弁護士の特定期付公務員の採用に関する 大阪府下自治体との懇談会

行政連携推進プロジェクトチーム 委員 堀 正典

昨今、弁護士を特定期付公務員として採用する地方自治体が増えています。

地方自治体が弁護士を採用するに当たって、担当業務や待遇などの募集条件、募集方法をどの様に設定するかについては地方自治体毎に様々な考え方があると思います。

そこで、これらの点に関する意見交換の場として、平成24年10月19日(金)に、大阪弁護士会において、大阪府下の地方自治体を対象に、「弁護士の特定期付公務員の採用に関する懇談会」を開催し、大阪府下の16地方自治体から23名の人事担当者・法務担当者にご参加頂きました。

講師は、当会会員でもあり、現在、松原市特定期付公務員として働かれている余川章一郎弁護士と、余川弁護士の採用に携わられた松原市総務部政策法務課主幹の津田啓次氏にお願いし、司会は、久保井聡明行政連携推進プロジェクトチーム副座長と私が担当しました。

1 大阪弁護士会の 特定期付公務員任用に対する支援

冒頭挨拶にて、畠田健治副会長から、大阪弁護士会としてのバックアップ体制についてご説明しました。

具体的には、現在大阪弁護士会においては、特定期付公務員として働く会員弁護士については、弁護士会費の半額免除（大阪弁護士会費のみ、日弁護士会費は対象外）や公益活動義務の免除などの支援があること、また、募集する地方自治体に対しては、大阪弁護士会での採用説明会や採用アドバイスなど支援をしているとのことを説明しました。

2 自治体における弁護士資格者の 採用についての基調報告

余川弁護士が、自治体における弁護士資格者の採用について、全国的な状況や採用に関する以下の論点を説明しました。

- 平成24年6月時点で、22の地方自治体で総勢

37名の弁護士が働いており、増加傾向にあること

- 地方自治体が弁護士資格者を採用することについての課題（地方自治体側が、弁護士を採用するメリットについてあまり認識していないことや、弁護士側が地方自治体で働くことについて関心が低いこと）

3 質疑 （働く弁護士と採用した自治体の生の声）

余川弁護士と松原市の津田主幹が、募集に至る経緯から現在の働き方について、詳しい話や実情について質疑応答形式で説明しました。

余川弁護士は、地方自治体で働く魅力として、条例など法規をつくる職務に触れることが出来ることや、自分の仕事が市民の利益に直結するという公益性を挙げていました。

具体的な職務の内容としては、他部署からの法律



▲松原市 余川章一郎弁護士と津田啓次主幹

相談、訴訟や行政不服審査に関する事務、職員向けの法務研修などを担当されているそうです。案件によっては、顧問弁護士に相談に行くこともあり、顧問弁護士と内部の弁護士の業務分担ができていたようです。また、訴訟業務についても指定代理人としての立場で担当されており、その場合には顧問弁護士と協同で取り組んでいるとのことでした。

任期付公務員の職務に弁護士としての経験はどのように役に立っているのかという問いに対しては、弁護士の持つ法律や法的手続きについての知識が役立っていることは言うまでもなく、弁護士経験の中で培った事実認定能力が、行政課題の解決に役に立っていると説明しました。

津田主幹からは、「一般職員が、法的問題について解決を図るに当たり積極的に取り組める精神的な支えになることから、自信を持って主体的に仕事に取り組むことが出来るようになった。」「一般職員が、弁護士の事実認定方法や物事の法的観点での捉え方を間近で見学することができる」など、弁護士が職場にいることのメリットを説明しました。

また、地方自治体が求める人物像としては、協調性のある人、地方自治体の一職員として他の職員や住民と接することが出来る人が望ましいとのことでした。行政で働くことについて、知識の習得のみを目的とする人、次へのステップアップの手段として来られる人は望ましくないとのことでした。

反対に、採用する行政の態度として、何の目的で採用するのかをしっかりと定め、その目的に応じた処遇をする必要があること、任期付公務員の弁護士を便利使いするのではなく、立場を尊重し、その能力をいかんなく発揮できるような良好な職場環境をつくるのが肝要であると説明しました。

4 フリーディスカッション

参加された地方自治体の方を交えて、議論や質疑を行いました。採用を検討する地方自治体が弁護士を採用する目的として、概ね共通して「職員の意識改革や人材育成に役立てたい、他の一般職員に良い影響を与えて欲しい」ということを挙げていた点が印象的でした。



▲採用を予定されている自治体からは特に積極的な質問が出ていました。

5 最後に

閉会挨拶では、松本岳座長代行から、大阪府下の地方自治体に、弁護士の任期付公務員採用を是非検討して頂くよう要望しました。また、大阪弁護士会から地方自治体に対して積極的に人材を提供していきたい旨説明しました。

地方自治体における弁護士の採用は、まだまだ始まったばかりであり、業務の内容や勤務条件、任期満了後の処遇、弁護士の関心などの課題があります。

しかしながら、本懇談会の盛況ぶりが示すとおり、地方自治体の担当者の関心も高いものといえます。

大阪府下では、堺市と高槻市が、今後、任期付公務員の採用を予定しています。会員の皆様においても、ぜひとも任期付公務員への応募をご検討頂ければ幸いです。

大阪弁護士会からの出席者

副会長 兼 行政連携推進プロジェクトチーム 座長

畠田 健治

行政連携推進プロジェクトチーム 座長代行

松本 岳

行政連携推進プロジェクトチーム 副座長

久保井 聡明

行政連携推進プロジェクトチーム 事務局長
兼 日弁連若手法曹センター公務員任用支援PT 副座長

岸本 佳浩

行政連携推進プロジェクトチーム 委員

伊加井 義弘

行政連携推進プロジェクトチーム 委員

堀 正典

司法修習生及び弁護士の就職支援に関する特別委員会 副委員長

山中 理司